

<軽微な変更の対象となる具体事例>

- No. 1 間仕切壁の位置の変更
- No. 2 防煙垂れ壁の変更
- No. 3 パラペットの変更
- No. 4 浄化槽の変更

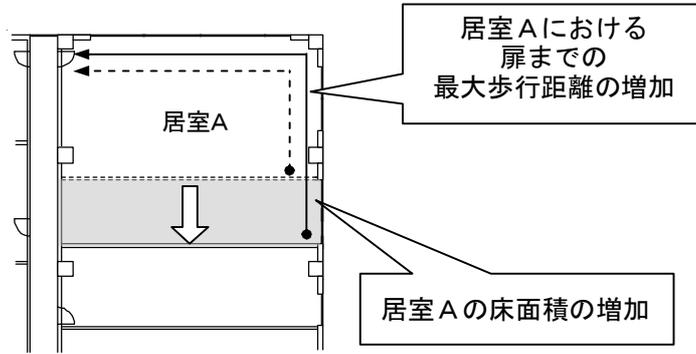
## No. 1 間仕切壁の位置の変更

### 1. 計画変更の内容

○間仕切壁<sup>※</sup>の位置の変更（規則第3条の2第10号に該当）

※主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。

【変更のイメージ】



### 2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○居室 A の床面積の増加	採光・換気規定（法第 28 条）、シックハウス関係規定（法第 28 条の 2 第 3 号）
○居室 A における扉までの最大歩行距離の増加	居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離（令第 120 条） 避難階における階段から屋外への出口までの最大歩行距離及び居室の各部分から屋外への出口までの最大歩行距離（令第 125 条）

### 3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「居室Aの床面積の増加」により、衛生上の有害の度が高くなり、「居室Aにおける扉までの最大歩行距離の増加」により、居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離等が増加し避難上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械換気の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合

## No.2 防煙垂れ壁の変更

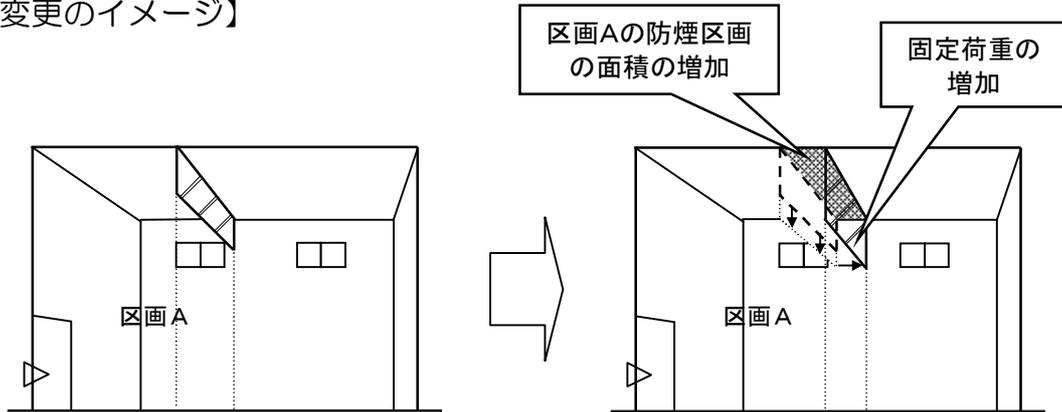
### 1. 計画変更の内容

○防煙垂れ壁の材料、構造、位置の変更\*（規則第3条の2第10号に該当）

※防煙垂れ壁は間仕切壁に該当しないため、防火上主要なものであるものの位置の変更が可能

※不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



### 2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○区画Aの防煙区画の面積の増加	排煙規定(令第126条の2、 令第126条の3)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

### 3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「防煙区画の面積の増加」により避難上の危険の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械排煙の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

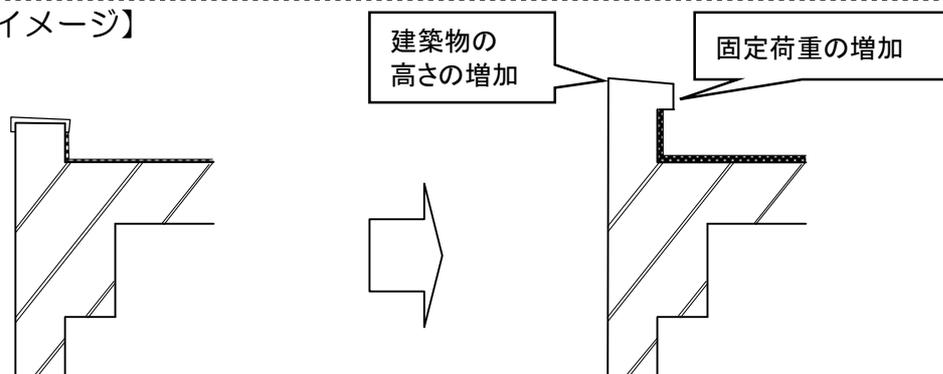
## No.3 パラペットの変更

### 1. 計画変更の内容

○施工方法の変更等に伴う、パラペットの材料の変更\*（規則第3条の2第10号に該当）

※不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



### 2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○建築物の高さの増加	絶対高さ制限(法第55条等)、斜線制限(法第56条)、日影規制(法第56条の2)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

### 3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「建築物の高さの増加」により市街地の環境の保全上の有害の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 日影規制に係る日影図による再検討や天空率の計算を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

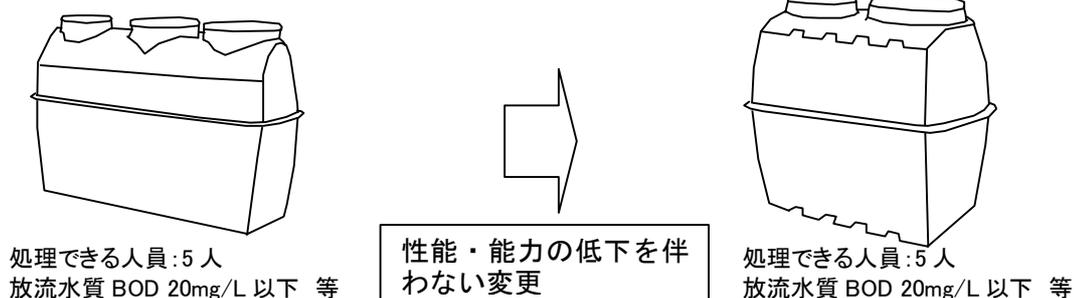
## No.4 浄化槽の変更

### 1. 計画変更の内容

○浄化槽の変更（規則第3条の2第15号に該当）

※性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴う変更を除く

【変更のイメージ】



### 2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

特になし

### 3. 軽微な変更の適用の可否の判断

性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴わない浄化槽の変更については、「建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く）」に該当し、少なくとも法第68条の26に基づく認定（大臣認定）を受けている浄化槽への変更については対象となる建築基準関係規定に適合することに關し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。